

第6回料金制度専門会合（配電）の概要

- 事務局案についておおむね賛同をいただいた。
 - 配電事業者の託送料金の変更命令基準や、配電設備の維持運用費用について、以下の御意見をいただいたため、今後議論していく。
-
- ✓ 配電事業者の託送料金の変更命令基準について
基準②の「一般送配電事業者の託送料金の個別需要家ごとの単価と比べても、配電事業者の託送料金の個別需要家ごとの単価の水準が著しく高くなっている需要家がないこと。（この②の条件を満たしていない場合であっても、当該個別需要家に説明した上で同意が得られている場合には、②を満たしていると判断する。）」の括弧内について、配電事業者は需要家と直接の接点がなく、どのような形で同意を得ることが可能なのか、需要家は同意するか問われてもなかなか同意しがたいのではないかなど、運用上難しい点があるのではないかなど。

 - ✓ 配電設備の維持運用費用について
貸与価格等を「収入－費用」で算定することは良いが、費用について、配電事業者が必要な設備投資や設備修繕を繰り延べて、短期的に費用を削減することも可能となる。配電事業者が、国民にとっての安全性や安定供給よりも、経済的メリットを優先し、5年間だけ費用を絞って利益を出した上で、5年後に撤退するということもあり得る。短期的思考の事業者が不当に利益を得るようなものにならないように気を付ける必要がある。